

裁判員候補者に発送される調査票

今年も11月中旬ごろに裁判員候補者に対して通知が発送されました。以下では従業員が裁判員に選ばれた際の対応について解説しましょう。平成24年分については有権者全体に占める割合として約365人に1人と発表されています。通知の中には、裁判員制度に関する各種説明書類と共に調査票が同封されており、裁判員になることを辞退できる場合に該当していないかを記載したり、裁判員になることが特に難しい特定の月があればその旨を記載するようになっています。例えば3月が繁忙期のため裁判員となることが難しい場合、その旨を調査票に記載しておく、その月については裁判員候補者として裁判所に選ばれないように配慮されます。



裁判員に選ばれた際の対応

実際の事件において従業員が裁判員候補者として選ばれた場合、その6週間前に通知(呼出状)が届くことになっています。なお、この時点で裁判員候補者を辞退するには相当な理由が必要とされ、仕事を理由とする辞退が認められるか否かは、以下の観点から総合的に判断されます

①	裁判員として職務に従事する期間(期間が長いほど仕事への影響が大きい)
②	事業所の規模(事業所の規模が小さいほど仕事への影響が大きい)
③	担当職務の代替性(代替性が低いほど仕事への影響が大きい)
④	予定される仕事の日時を変更できる可能性

※仕事の関係で「自己又は第三者に経済上の重大な不利益が生ずると認めるに足る相当な理由がある」場合に該当するときにも辞退が認められています。

今年もお世話になりました

平成24年もあと僅かとなりました。年末年始を穏やかに迎えられることを職員共々お祈りいたします。弊所では12月29日(土)~1月4日(金)を年末年始休暇とさせて頂き、1月5日(土)からの始動となります。来年もどうぞよろしくお願い致します。

